

令和 4 年度新しい生活様式に対応したビジネス展開支援事業補助金 変更交付申請の手続きについて

1 計画変更の承認

補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ計画変更の承認を受ける必要があります。

(1) 変更が必要なケース

経費内容の金額が減額となり、経費明細書の補助金の算定に基づき、再計算を行って、交付決定額が減額となる場合は、変更交付申請が必要です。

※ 補助金交付申請時に経費明細表に記載した経費内容ごとに判断します。

減額のみの場合は、「(記載例 2)申請書の別紙」を、減額と増額が混在する場合は「(記載例 3)申請書の別紙」を参照してください。

(2) 変更が不要なケース

ア 経費内容の金額が減額となり、経費明細書の補助金の算定に基づき、再計算を行ったが、交付決定額に変更がない場合は、変更交付申請を行う必要はありません。

イ 経費内容の金額が増額のみとなった場合は、交付決定額を上回っての変更はできないため、変更交付申請は必要ありません。

2 変更交付申請に必要な書類

次の書類を提出してください。

- (1) 令和 4 年度霧島市新しい生活様式に対応したビジネス展開支援事業補助金変更交付申請書【第 5 号様式】（別紙を含む。）
- (2) 変更となる経費に係る見積書

※書類の様式及び記載例については、ホームページから取得・参照してください。

3 注意事項

- (1) 変更交付申請書の日付は、交付決定日の翌日以降としてください。
- (2) 変更交付申請書に添付する見積書の日付は、変更交付申請日以前となります。